

石川県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成16年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 平成15年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成16年度	1,172,133	535,007,465	785,855	158,750,089	29.7	27.8

(2) 職員給与費の状況（一般会計予算）

区分	職員数 A	給与			計 B	一人当たり給与費 B / A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成17年度当初	16,569	76,648,986	12,987,483	30,542,237	120,178,706	7,253
平成17年度12月補正後		76,437,976	12,923,630	30,508,479	119,870,085	7,235

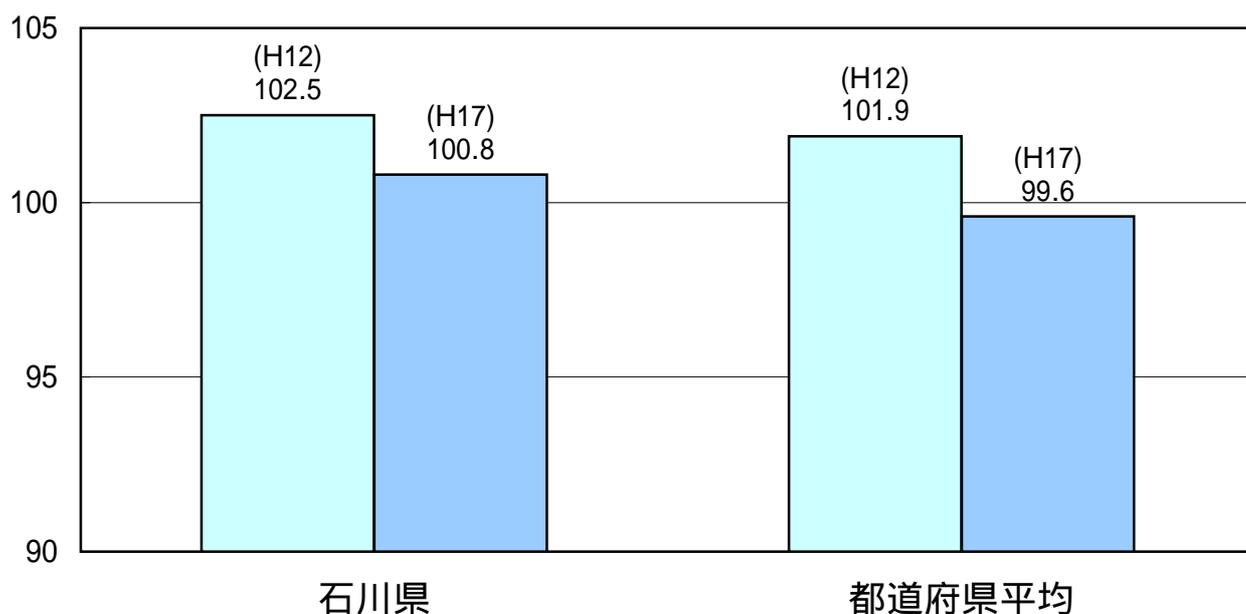
(注) 職員手当には退職手当を含まない。

(3) 特記事項

知事等特別職や一般職の給与等は、厳しい財政状況を考慮し、下記のとおり減額措置を実施しています。

- ・知事、副知事、出納長の給料月額を5%、また、教育長、常勤監査委員、県議会議員の給料・報酬月額を3%減額
(平成15年1月～平成19年3月)
- ・知事、副知事、出納長、教育長、常勤監査委員の期末手当支給額を10%減額
(平成17年4月～平成19年3月)
- ・一般職の管理職手当支給額を10%減額
(平成17年4月～平成19年3月)

(4) ラスパイレス指数の状況（平成17年4月1日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成17年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
石川県	43.5 歳	365,300 円	446,700 円
			397,500 円
国	40.3 歳	329,728 円	382,092 円
都道府県 平均	43.0 歳	359,070 円	442,267 円
			401,365 円

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
石川県	50.2 歳	371,400 円	411,600 円
			398,200 円
うち自動車運転手	49.8 歳	379,300 円	434,100 円
			412,400 円
うち汽かん士(ホイラー)	47.7 歳	329,700 円	352,600 円
			357,500 円
うち用務員	55.5 歳	396,200 円	410,400 円
			409,300 円
国	48.1 歳	285,008 円	316,350 円
都道府県平均	47.1 歳	340,397 円	394,707 円
			372,274 円
民間事業者平均	53.3 歳	-	301,213 円

(注) 民間事業者平均は、人事委員会が行った平成17年4月現在における民間給与実態調査の数値である。
(調査対象)

企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所で、電話交換手、自家用乗用自動車運転手、守衛、用務員の4職種(8事業所、調査実人員18人)

高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
石川県	44.9 歳	420,800 円	471,100 円
都道府県 平均	43.7 歳	406,191 円	474,296 円

小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
石川県	44.7 歳	410,100 円	450,800 円
都道府県 平均	43.5 歳	397,698 円	459,807 円

警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
石川県	43.7 歳	377,600 円	495,500 円
			411,500 円
国	42.1 歳	341,705 円	386,301 円
都道府県 平均	41.3 歳	357,546 円	510,430 円
			404,131 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成17年4月1日現在)

区分		石川県		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	170,700 円	184,400 円	170,700 円	184,400 円
	高校卒	138,800 円	148,500 円	138,800 円	148,500 円
技能労務職	高校卒	133,700 円	144,400 円	-	-
	中学卒	124,400 円	133,700 円	-	-
高等学校 教育職	大学卒	191,100 円	205,000 円	-	-
	高校卒	147,400 円	160,800 円	-	-
小・中学校 教育職	大学卒	191,100 円	205,000 円	-	-
	高校卒	147,400 円	160,800 円	-	-
警察職	大学卒	185,900 円	203,000 円	185,900 円	203,000 円
	高校卒	156,700 円	170,400 円	156,700 円	170,400 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成17年4月1日現在)

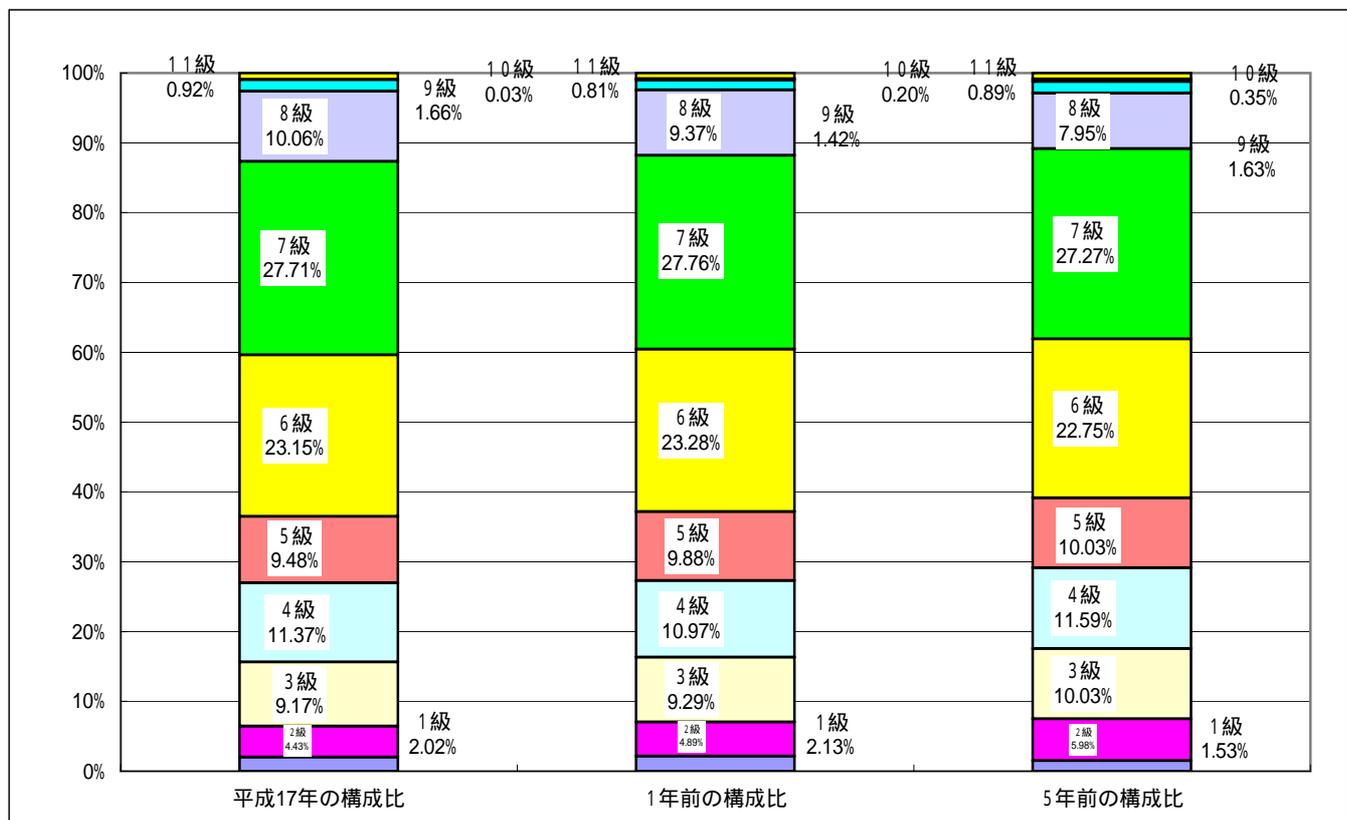
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	279,000 円	341,200 円	392,900 円
	高校卒	221,900 円	285,200 円	357,200 円
技能労務職	高校卒	220,400 円	263,100 円	304,600 円
	中学卒	- (該当者なし) 円	- (該当者なし) 円	- (該当者なし) 円
高等学校 教育職	大学卒	329,700 円	383,300 円	413,100 円
	高校卒	- (該当者なし) 円	- (該当者なし) 円	- (該当者なし) 円
小・中学校 教育職	大学卒	326,200 円	383,000 円	409,900 円
	高校卒	- (該当者なし) 円	- (該当者なし) 円	- (該当者なし) 円
警察職	大学卒	291,200 円	355,200 円	404,000 円
	高校卒	231,200 円	305,700 円	368,300 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成17年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
11級	本庁の部局長	36人	0.92%
10級	本庁各部の統括的業務を掌理する部局次長	1人	0.03%
9級	本庁の部局次長、本庁の相当の経験を必要とする統括的業務を掌理する課長	65人	1.66%
8級	本庁の課長	393人	10.06%
7級	本庁の相当の経験を必要とする統括的業務を掌理する課長補佐	1,082人	27.71%
6級	本庁の課長補佐、本庁の重要な業務を分掌する係長	904人	23.15%
5級	本庁の相当重要な業務を分掌する係長	370人	9.48%
4級	本庁の係長、主任主事・主任技師	444人	11.37%
3級	主事・技師	358人	9.17%
2級	主事・技師	173人	4.43%
1級	主事・技師	79人	2.02%

- (注) 1 石川県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		合計	一般行政職	技能労務職	高等学校 教育職	小・中学校 教育職	警察職
平成17 年度	職 員 数 A	人 16,569	人 4,043	人 536	人 2,934	人 6,416	人 1,894
	普通昇給期間(12 ~24月)を短縮し て昇給した職員数 B	人 6,004	人 1,411	人 232	人 946	人 2,464	人 681
	比 率 B / A	% 36.2	% 34.9	% 43.3	% 32.2	% 38.4	% 36.0
平成16 年度	職 員 数 A	人 16,677	人 4,062	人 562	人 2,996	人 6,442	人 1,872
	普通昇給期間(12 ~24月)を短縮し て昇給した職員数 B	人 6,778	人 1,431	人 266	人 1,096	人 2,964	人 786
	比 率 B / A	% 40.6	% 35.2	% 47.3	% 36.6	% 46.0	% 42.0

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

石 川 県		国	
1人当たり平均支給額(平成16年度)		-	
1,878 千円			
(平成16年度支給割合)		(平成16年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.00 月分	1.40 月分	3.00 月分	1.40 月分
(1.60) 月分	(0.70) 月分	(1.60) 月分	(0.70) 月分
(平成17年12月改正後支給割合)		(平成17年12月改正後支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.00 月分	1.45 月分	3.00 月分	1.45 月分
(1.60) 月分	(0.75) 月分	(1.60) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算	5~20%	・ 役職加算	5~20%
・ 管理職加算	15~25%	・ 管理職加算	10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（平成17年4月1日現在）

石 川 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.0 月分	27.3 月分	勤続20年	21.0 月分	27.3 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	
1人当たり平均支給額	6,335 千円	27,912 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成16年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 調整手当（平成17年4月1日現在）

支給実績(平成16年度決算)		47,745 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)		530,500 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京特別区	12 %	22 人	12 %
大阪市	10 %	6 人	10 %
名古屋市	10 %	3 人	10 %
医師及び歯科医師	10 %	116 人	10 %

(4) 特殊勤務手当（平成17年4月1日現在）

支給実績(平成16年度決算)		687,849 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)		108,425 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成16年度)		42.1 %	
手当の種類(手当数)		61 (平成17年7月改正後 50)	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
県税事務手当	県税の賦課、徴収業務に従事する職員	主として県税の賦課及び徴収等	給料表の級により 月額 5,000～20,000円
		その他職員(賦課徴収業務に従事する都度)	日額 750円
消防訓練業務当 (平成17年7月改正) ・対象業務を実技訓練に限定	消防学校に勤務する職員	消防訓練業務	日額 550円
社会福祉業務手当	保健福祉センター、こころの健康センター等の社会福祉主事、身体障害者福祉司等	社会福祉業務の現業	月額 9,800円
	児童相談所等に勤務する児童福祉司及び保育士等	児童の一時保護業務	月額 9,800円 (医療職給料表(三)適用者 月額 4,900円) (随時補助する職員 日額300円)
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師	家畜保健衛生業務	月額 給料の10/100
	家畜保健衛生所等に勤務する職員	種雄牛・豚の精液採取等のため、種雄牛・豚を御する作業	日額 230円

感染症防疫作業手当	保健所、家畜保健衛生所等に勤務する職員	感染症予防法に規定する感染症患者等の救護・付着物の処理作業、家畜伝染病予防法に規定する家畜伝染病患者の病疫作業	日額 300円
		狂犬病予防法等に規定する抑留・捕獲等の作業	日額 800円
衛生検査業務等手当	保健所、病院、保健環境センター等に勤務する臨床検査技師又は衛生検査技師	専ら臨床検査業務又は衛生検査業務	月額 7,000円
	病院に勤務し、臨床検査業務又は衛生検査業務に従事する職員	死体解剖の補助作業	1体 3,500円
	保健所に勤務する保健師	HIV抗体検査の採血業務	日額 230円
病院窓口業務等手当	県営病院に勤務する職員	専ら患者と接する業務	月額 3,000円 (医療職給料表(三)適用者 月額 3,500円)
		窓口業務に従事した医事課の職員	日額 230円
病院薬剤業務手当	病院に勤務する薬剤師	薬剤業務	月額 4,300円
老人病棟等看護業務手当	高松病院に勤務する職員	老人病棟又は重症心身障害者病棟において行う看護、生活指導等	月額 5,000円
死体処理作業手当	病院に勤務する看護師等	死体処理作業	日額 500円
機能訓練業務手当	中央病院又はリハビリテーションセンターに勤務する理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師等	機能訓練業務	月額 7,000円 (あん摩マッサージ指圧師 月額 5,000円)
放射線業務手当	病院、保健所等に勤務する診療放射線技師及び診療X線技師等	X線その他の放射線を人体に対して照射する作業	月額 給料の8/100 (保健所等職員 日額 1,400円)
	工業試験場に勤務する職員	X線照射による試験研究業務	日額 230円
診療業務手当	病院、保健所、リハビリテーションセンター等に勤務する医師、歯科医師	診療又は医学的判定事務	月額 50,000～70,000円
看護師等養成業務手当 (平成17年7月廃止)	総合看護専門学校に勤務する教務職員	看護実習指導業務	日額 300円
結核患者等接触業務手当	病院、保健所等に勤務する職員	結核患者の診療、看護、病原菌検査等結核患者又は結核菌に接触する業務	看護師 日額 220円 医師等 日額 180円
夜間看護等業務手当	病院に勤務する看護師等	深夜(午後10時後翌日午前5時前)業務	深夜の勤務時間により 1回 2,000～6,800円
精神保健福祉活動業務手当	保健所等に勤務する職員	精神障害者の鑑定の立会又は護送の業務	日額 300円
	保健所に勤務する保健師等	在宅精神病患者の訪問指導	日額 230円
有毒薬物等取扱作業手当	農業総合研究センター、畜産総合センター等に勤務する職員	毒物及び劇物取締法に規定する毒物又は劇物を使用して行う化学的試験研究、病害虫防除又は滅菌の作業等	日額 230円
職業訓練業務手当	産業技術専門学校又は障害者職業能力開発校に勤務する職員	職業訓練業務及び随時補助	月額 給料の10/100 (随時補助する職員 日額 230円)
内水面増殖作業手当	水産総合センターに勤務する職員	水中において淡水魚の選別又は取揚げ、採卵等の作業	日額 300円
潜水作業手当	水産総合センター等に勤務する職員又は警察職員	潜水作業	潜水深度により 1時間 310～1,500円
漁労指導等作業手当	漁業調査指導船、漁業取締船又は警察警備艇に乗船する職員	漁労若しくは、その指導、漁業取締、又は海上警備等の作業	日額 300円
用地取得交渉業務手当	用地取得の業務に従事する職員	もっぱら用地取得の業務	月額 11,000円
		その他職員(交渉業務の都度)	日額 550円
爆発物取締等作業手当 (平成17年7月改定) ・液化石油ガスメーターの検査等業務を対象外 ・特殊現場作業手当に統合	消防防災課等に勤務する職員	火薬類や高圧ガスの製造施設又は火薬庫の保安検査、立入検査等の作業	日額 300円

特殊現場作業手当 (平成17年7月改正) 水面下4m以上で行う作業を 対象外	土木部、農林総合事務所等に勤務する 職員	地上又は水上5m以上の足場 の不安定な箇所、40度以上の 急傾斜で高低差10m以上の箇 所等の特殊現場における調 査、測量等の作業	専ら作業環境が劣悪な建設現場で 作業する職員 月額 4,500円 その他の職員 日額 360～430円
ダム管理手当 (平成17年7月改正) ・対象業務を特定し、日額化 ・特殊現場作業手当に統合	ダム管理事務所に勤務する職員	ダム管理の業務 (平成17年7月改正) ダム本体内で行う点検作業、 ダム湖の水面上で行う流木等 の除去作業又は堆積土砂等 の調査作業等	月額 12,000～14,000円 (平成17年7月改正 日額 600円)
港湾管理等業務手当	港湾事務所又は土木総合事務所に勤 務する職員	船舶に乗り込み行う、港湾の 区域内の管理又は監督の業 務	日額 230円
除雪作業手当 (平成17年7月改正) ・支給対象となる時間帯等を 限定 ・特殊現場作業手当に統合	土木総合事務所等に勤務する職員	積雪寒冷特別地域における 道路交通の確保に関する特 別措置法により指定された道 路において行う除雪作業 (平成17年7月改正) ・17:00～翌6:00 ・暴風雪、大雪警報発令下	日額 350円
建設用特殊車運轉作業手当 (平成17年7月廃止)	農業総合研究センター、畜産総合センター等 に勤務する職員	調査研究のため行う建設用特 殊車の運轉作業	日額 300円
公共土木施設災害応急作業 手当 (平成17年7月改正) ・特殊現場作業手当に統合	土木部、農林水産部等に勤務する職員	豪雨等異常な自然現象により 重大な災害が発生し、若しく は発生するおそれがある公共 土木施設において行う巡回監 視又は発生箇所での応急作 業等	巡回監視 日額 350円 応急作業 日額 530円
変則勤務手当 (平成17年7月廃止)	日曜日に正規の勤務時間が割り振られ、勤務した職員		日額 300円
航空業務手当	航空機に搭乗する職員	操縦業務、捜索救難、災害発 生状況等の調査等	搭乗1時間 1,900～5,100円
捜査等作業手当	警察職員	犯罪の予防若しくは捜査又は 被疑者の逮捕の作業	月額 14,000円
犯罪鑑識業務手当	警察職員	指紋、手口若しくは写真を利用 し、又は理化学等の知識を 利用する犯罪鑑識作業	犯罪現場に臨場しての作業 月額 14,000円 その他 月額 7,000円
交通取締業務手当	警察職員	交通取締用自動車その他特 殊自動車の運轉作業又は特 に困難な交通取締	緊急自動車(二輪)、無線警ら車等 取締を行う車種等により 月額 7,750～14,000円
警察術科指導業務手当 (平成17年7月廃止)	警察本部長が任命する術科指導員	柔道、剣道又は逮捕術の指導 業務	日額 230円
通信業務手当 (平成17年7月改正) ・市外電話交換は対象外	警察職員	市外電話交換又は超短波及 び中短波無線機器を使用す る業務	月額 2,200円
遭難救助等作業手当	警察職員	災害対策本部、石油コンビナート 等現地防災本部が設置され、 又は災害救助法が適用された 災害のうち暴風、豪雨、洪水、 地震、津波、火山爆発又は大 規模な火災による災害が発生 した場合における遭難者等の 捜索救助等の作業	業務内容により 日額 640～1,680円
看守業務手当	警察職員	留置場又は保護室等におけ る収容者の看守業務	月額 5,800円
		被疑者等の護送作業	日額 270円
死体取扱作業手当	警察職員	人の死体の検視又は見分等 の作業	1体 1,600円
		人の死体の解剖の補助又は 立会作業	1体 3,200円

警ら業務手当	警ら又は巡回連絡等の業務に従事することを主たる職務とする警察職員		交代制勤務職員 月額 8,500円 毎日勤務職員 月額 6,800円
警察学校教育訓練業務手当 (平成17年7月廃止)	警察学校に勤務する教官及び助教	教育訓練業務	月額 6,000円
夜間特殊業務手当	交替制勤務を行う警察職員	深夜(午後10時後翌日午前5時前)において行う警ら等の業務	深夜に勤務時間により 勤務1回 410～1,100円
運転免許技能試験業務手当	警察職員	運転免許技能試験業務	月額 3,200円
爆発物等処理作業手当	警察職員	爆発物、特殊危険物質等に対して行う、識別、認定作業、搬送解体作業等	処理1件あたり 5,200円 特殊危険物質により被害の危険区域内作業 日額 250円
核原料物質輸送警備業務手当	警察職員	核原料物質を輸送する車両等に追従し、又は先導して行う輸送警備業務	日額 640円
緊急呼出捜査等業務手当	警部以下の警察官又は警察官以外の警察職員	突発的に発生した捜査業務、交通取締業務等に従事するため、正規の勤務時間に引き続かない時間に、緊急の呼び出しを受けて勤務することを命ぜられた場合で、従事した時間帯の一部又は全部が夜間(午後9時後午前5時前)であるとき	1回 1,240円
国外犯罪捜査情報収集業務手当	警察職員	犯罪捜査のため、日本国外の著しく危険な地域において行う情報収集業務	日額 1,100円
身辺警衛等業務手当	警察職員	天皇若しくは皇族の身辺警衛又は内閣総理大臣、国賓等の身辺警護の業務	日額 640円又は1,150円
銃器犯罪捜査等業務手当	警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行われる犯人逮捕等の業務	業務内容により 日額 820～1,640円
多学年学級担当手当	教育職員	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当し行う、当該学級の授業又は指導	3つ以上の学年編成の授業、指導 日額 350円 2つの学年編成の授業、指導 日額 290円
特殊授業手当	全日制課程若しくは昼間制の定時制課程の勤務を本務とする教育職員が、夜間制の定時制課程の勤務を行う場合、又は夜間制の定時制課程の勤務を本務とする教育職員が、全日制課程もしくは昼間制の定時制課程の勤務を行う場合		1時間 1,000円
添削及び指導手当	通信教育の添削及び指導に従事する教育職員	添削業務	月額 3,500円
		指導業務	1時間 1,000円
乗船作業手当	実習船加能丸に乗船する学校職員	漁労作業又は用船作業	1航海 漁獲金額又は用船料×20/100
入学者選抜手当	教育職員	受験者の監督、答案審査、その他入学者選抜に関する業務	1時間 450円
農業実習手当 (平成17年7月廃止)	県立大学に勤務する助手	農業実習指導の業務	月額 給料の10/100

教員特殊業務手当	教育職員 (教育職給料表(一)又は(二)の適用を受ける教育職員のうち、その属する職務の級が2級又は1級である者)	学校の管理下において行う非常災害時における児童・生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務等	日額 3,200円又は3,000円
		修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	日額 1,700円
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は休日等に行うもの	日額 1,700円
		学校の管理下において行う部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日等に行うもの	日額 1,200円
臨床実習手当	盲学校に勤務する教育職員	生徒の理療実習の指導	1時間 500円
教育業務連絡指導手当	教諭又は養護教諭で、教務その他の教育に関する業務について連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして教育委員会が定める業務に従事した職員		日額 200円
建設用特殊車運轉作業手当 (平成17年7月廃止)	土木総合事務所、農業総合研究センター、畜産総合センター等に勤務する技能労務職員	建設用特殊車の運轉作業	日額 300円
道路維持補修作業手当 (平成17年7月改正) ・対象業務を限定し、日額化	道路保全職員	道路の維持補修作業 (平成17年7月改正) 交通を遮断しないで行う作業	月額 2,900円 (平成17年7月改正) 日額 200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成16年度決算)	2,464,989 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)	383 千円
支給実績(平成15年度決算)	2,596,197 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成15年度決算)	399 千円

(6) その他の手当(平成17年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成16年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して下記の区分により支給 ・配偶者 13,500円 (平成17年12月改正 13,000円) ・配偶者以外2人まで 1人 6,000円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合は11,000円、扶養親族でない配偶者がいる場合は6,500円) ・その他の扶養親族 1人 5,000円 ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1人 5,000円加算	同じ		1,838,555 千円	228,904 円

住居手当	借家等居住者 ・家賃が月額22,000円以下の場合 家賃 - 10,000円 ・家賃が月額22,000円超の場合 $(家賃 - 22,000円) \times 1/2 + 12,000円$ (最高支給限度額 28,000円) 自宅居住者 3,200円	異なる	借家等居住者 ・家賃が月額23,000円以下の場合 家賃 - 12,000円 ・家賃が月額23,000円超の場合 $(家賃 - 23,000円) \times 1/2 + 11,000円$ (最高支給限度額 27,000円) 自宅居住者 2,500円 (ただし、新築・購入の日から起算して5年間)	669,332 千円	93,417 円
通勤手当	交通機関を利用し運賃等を負担している職員 ア 1箇月あたりの支給額 (最高支給限度額 60,000円) ・運賃相当額が 60,000円以内 全額支給 ・運賃相当額が 60,000円超 60,000円 イ 支給方法 下記の支給単位期間に応じ支給単位期間の最初の月の給料支給日に一括して支給 (支給単位期間) ・最長通用期間(6箇月限度) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合、定期券の最長通用期間に相当する期間 ・回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的な場合、1箇月間 交通用具等を使用している職員 距離に応じて支給 1箇月 2,200 ~ 44,600円	異なる	交通機関を利用し運賃等を負担している職員 ア 1箇月あたりの支給額 (最高支給限度額 55,000円) ・運賃相当額が 55,000円以内 全額支給 ・運賃相当額が 55,000円超 55,000円 交通用具等を使用している職員 距離に応じて支給 1箇月 2,000 ~ 24,500円	1,583,767 千円	111,722 円
管理職手当	管理又は監督の地位のある職員について、その特殊性に基づいて支給 支給額 $= 給料月額 \times 支給割合$ (限度25%)	同じ		1,246,732 千円	746,993 円
初任給調整手当	医学又は歯学に関する専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職員に採用後35年以内の期間、採用から1年経過ごとにその額を減じて支給 ・支給額 勤務する地域、採用からの年数に応じて、 307,900 ~ 16,900円 (平成17年12月改正) 306,900 ~ 16,900円	同じ		54,022 千円	2,077,769 円

特地勤務手当	<p>離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給</p> <p>・支給額 給料及び扶養手当の合計額に勤務する地域の級地に応じた支給割合を乗じて得た額</p> <p>1級地 4%、2級地 8%、 3級地12%、4級地16%、 5級地20%、6級地25%</p>	同じ		17,169 千円	241,817 円
へき地手当	<p>離島その他の生活の著しく不便な地に所在する学校等に勤務する教員及び職員に支給</p> <p>・支給額 給料及び扶養手当の合計額に勤務する地域の級地に応じた支給割合を乗じて得た額</p> <p>準ずる地域 4%、1級地8%、 2級地12%、3級地16%、 4級地20%、5級地25%</p>			98,217 千円	436,520 円
休日勤務手当	<p>休日における正規の勤務時間内に勤務を命ぜられた職員に勤務した時間に対して、時間外勤務手当と同様の計算により支給</p> <p>・割増率 135/100</p>	同じ		471,820 千円	73,287 円
夜間勤務手当	<p>深夜(午後10時～午前5時)に正規の勤務時間としてに勤務をした時間について、時間外勤務手当と同様の計算により支給</p> <p>・割増率 25/100</p>	同じ		181,814 千円	248,041 円
宿日直手当	<p>正規の勤務時間以外の時間、休日及び特別休暇日において、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員に支給</p> <p>・勤務施設、用務内容及び勤務時間に応じて 1回2,100円～30,000円</p>	同じ		352,973 千円	306,666 円
寒冷地手当	<p>毎年11月から翌年3月までの各月の初日において寒冷地域等に在勤する職員に支給</p> <p>・職員の世帯等の状況に応じて 月額7,360円～17,800円</p>	同じ		977,863 千円	62,053 円
定時制通信教育手当	<p>高等学校の定時制・通信制に勤務する教育職員に支給</p> <p>・給料月額の10% (管理職手当受給者は、8%)</p>			92,963 千円	560,018 円
産業教育手当	<p>実習を伴う農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する高等学校の教員及び実習助手に支給</p> <p>・給料月額の10% (定時制通信教育手当受給者は、6%)</p>			146,218 千円	514,852 円

農林漁業普及 指導手当	農業、林業及び水産業の普 及指導事業に従事する職員 (普及指導員)に支給 ・行政職給料表の職務の級 に応じて 月額16,000円～20,000円 (管理職手当受給者を除く)			70,888 千円	495,720 円
義務教育等教員 特別手当	小中学校、高等学校及び 特殊教育諸学校等に勤務す る教育職員に支給 ・職務の級及び号給に応じて 月額 5,000～20,200円			1,583,013 千円	179,277 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等によ り住居を移転し、やむを得な い事情により配偶者と別居す ることとなった職員で、異動等 の前の住居から通勤すること が困難と認められる者のうち、 単身で生活することを常況と する職員に支給 ・月額 23,000円 (職員の住居と配偶者の住 居との距離(交通距離80～ 1,500Km)に応じて月額2,000 円～45,000円加算)	異なる	(職員の住居と配偶者の住 居との距離(交通距離100～ 1,500Km)に応じて月額6,000 円～45,000円加算)	102,303 千円	307,216 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給されてい る職員が、臨時又は緊急の必 要その他の公務の運営の必 要により、週休日又は祝日法 による休日若しくは年末年始 の休日に勤務した場合に支給 ・管理職手当支給割合 及び勤務時間に応じて 勤務1回あたり 4,000円～18,000円	同じ		8,849 千円	5,302 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復 旧のため、県内に派遣され、 住居を離れその地に滞在する 職員に対して支給 ・滞在期間 及び滞在施設に応じて 1日につき 3,970円～6,620円	同じ		0 千円	- 円
武力攻撃 災害等派遣手当	武力攻撃事態等における 国民の保護のための措置を実 施するため、県内に派遣さ れ、住居を離れその地に滞在 する職員に対して支給 ・滞在期間 及び滞在施設に応じて 1日につき 3,970円～6,620円	同じ		0 千円	- 円

5 特別職の報酬等の状況（平成17年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給料	知 事	1,235,000 円	(1,300,000 円)	
	副 知 事	969,000 円	(1,020,000 円)	
	出 納 長	845,500 円	(890,000 円)	
報酬	議 長	882,700 円	(910,000 円)	
	副 議 長	834,200 円	(860,000 円)	
	議 員	756,600 円	(780,000 円)	
期末手当	知 事	(平成16年度支給割合)	3.3 月分	
	副 知 事	(平成17年12月改正後)	3.35 月分	
	議 長	(平成16年度支給割合)	3.3 月分	
	副 議 長	(平成17年12月改正後)	3.35 月分	
退職手当	知 事	(算定方式)	(支給時期)	
	副 知 事	130万円×在職月数×65/100	任期毎	
	出 納 長	102万円×在職月数×47/100	任期毎	
		89万円×在職月数×30/100	任期毎	

(注) 1 給料・報酬は、3～5%減額しており、()内は、減額前の金額です。

(知事、副知事及び出納長は5%、議長、副議長及び議員は3%の減額)

2 知事、副知事及び出納長の期末手当額は、上記支給割合により計算された額の10%を減額して支給しています。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

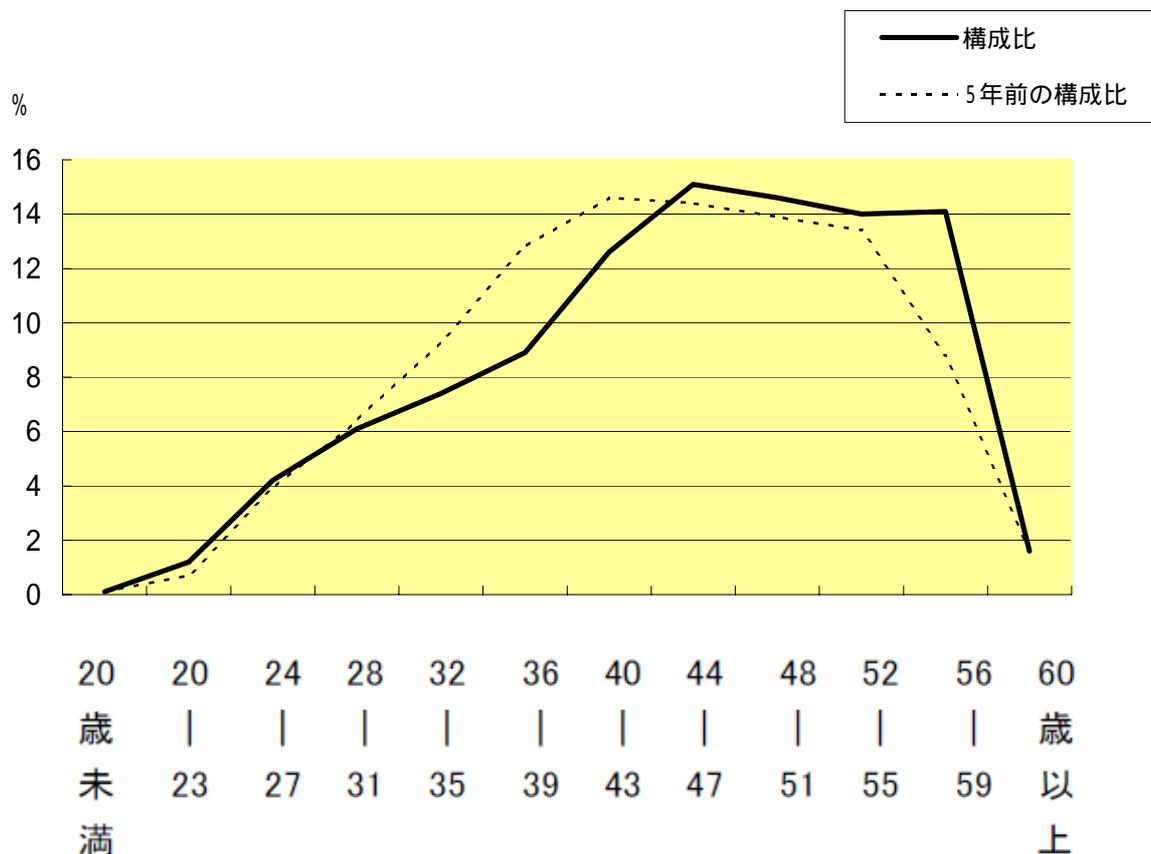
(平成17年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成17年	平成16年		
一 般 行 政 部 門	総務・企画等	797	813	16	給与・旅費事務等の集約化、法定合併協議会から職員引き揚げ等
	保健・福祉	827	838	11	公社等外郭団体から職員引き揚げ等
	商工・労働	305	304	1	観光交流局の新設等
	農水・土木	1,936	1,976	40	農林・土木事務所の再編に伴う体制整理、公社等外郭団体から職員引き揚げ等
	小 計	3,865	3,931	66	
特 別 行 政 部 門	教 育 部 門	9,821	9,996	175	児童・生徒数の減少による教員の減
	警 察 部 門	2,281	2,261	20	警察官の増員
	小 計	12,102	12,257	155	
公 営 会 企 業 部 等 門	病 院	922	912	10	中央病院母子医療の充実
	そ の 他	126	131	5	電気事業の縮小
	小 計	1,048	1,043	5	
合 計		17,015 [18,201]	17,231 [18,227]	216 [26]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成17年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	人 14	人 199	人 723	人 1,040	人 1,265	人 1,517	人 2,142	人 2,570	人 2,490	人 2,388	人 2,400	人 267	人 17,015
構成比	% 0.1	% 1.2	% 4.2	% 6.1	% 7.4	% 8.9	% 12.6	% 15.1	% 14.6	% 14.0	% 14.1	% 1.6	% 100

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	5.1%削減

平成22年4月1日現在における定員の数値目標

	H17.4.1	H22.4.1
一般行政部門	3,865人	3,680人(4.8%)
教育部門	9,821人	9,147人(6.9%)
警察部門	2,281人	2,283人(+ 0.1%)
公営企業等部門	1,048人	1,034人(1.3%)
計	17,015人	16,144人(5.1%)

定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	18年～22年	(参考)
		計画前年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	数値目標
一般行政	減員								
	増員								
	差引							(%)	185
	職員数	3,865							3,680

(注) 1 計画期間は、平成18年～平成22年の5年間である。

2 (%) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

(参考)

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	18年～22年	(参考)
		計画前年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	数値目標
特別行政	減員								
	増員								
	差引							(%)	672
	職員数	12,102							11,430
公営企業等会計	減員								
	増員								
	差引							(%)	14
	職員数	1,048							1,034
計	減員								
	増員								
	差引							(%)	871
	職員数	17,015							16,144

(知事部局職員に係る定員適正化計画)

	平成14年 (基準年)	平成15年 (1年目)	平成16年 (2年目)	平成17年 (3年目)	平成18年～19年 (4年目) (5年目)	前期計	後期 (～H24)	合計
職員数	4,079	4,021	3,939	3,872	平成19年:3,779		3,629	
増減数		58	82	67	93	300	150	450
増減率		1.4%	2.0%	1.6%	2.3%	7.4%	3.7%	11.0%

7 公営企業職員の状況

(1) 電気事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成15年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成16年度	1,137,065	111,900	400,663	35.2	37.1

イ 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成17年 度当初	40	188,970	43,143	79,075	311,188	7,780
平成17年 度12月補 正後		179,569	38,754	75,738	294,061	7,352

(注) 職員手当には退職手当を含まない。

ウ 特記事項

企業局職員の給与等は、厳しい財政状況を考慮し、下記のとおり減額措置を実施しています。

・企業局職員の管理職手当支給額を10%減額

(平成17年4月～平成19年3月)

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成17年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
石 川 県	48.4 歳	410,900 円	645,688 円
団 体 平 均	39.9 歳	367,355 円	597,547 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

石 川 県	一 般 行 政 職	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(平成16年度) 1,925 千円	1人当たり平均支給額(平成16年度) 1,775 千円	1人当たり平均支給額(平成16年度) 1,766 千円
(平成16年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.60) 月分 (0.70) 月分	(平成16年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.60) 月分 (0.70) 月分	
(平成17年12月改正後支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60) 月分 (0.75) 月分	(平成17年12月改正後支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60) 月分 (0.75) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成17年4月1日現在)

石 川 県	一 般 行 政 職	団 体 平 均
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 21.0 月分 27.3 月分 勤続25年 33.75 月分 42.12 月分 勤続35年 47.5 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 21.0 月分 27.3 月分 勤続25年 33.75 月分 42.12 月分 勤続35年 47.5 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	1人当たり平均支給額 20,746 千円
1人当たり平均支給額 30,938 千円	1人当たり平均支給額 9,300千円 27,335 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成16年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

なお、退職者が少ないため過去5年間の平均支給額である。

ウ 調整手当(平成17年4月1日現在)

支給実績(平成16年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
-	- %	- 人	-	

エ 特殊勤務手当（平成17年4月1日現在）

支給実績(平成16年度決算)		6,534 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)		192,167 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成16年度)		85.0 %	
手当の種類(手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
発電業務手当	発電管理事務所に勤務する職員	発電管理業務	管理職手当受給者 月額 8,000円 その他 月額 14,000～16,000円
特殊現場作業手当	企業局職員	地上又は水面上5m以上の足場の不安定な箇所におけるダム、橋梁、水門等の作業、ダム又は洪水時の取水ダムにおける除じん作業、高圧活線作業等の特殊な現場における作業	日額 230～420円
用地取得交渉業務手当	企業局職員	現地において行う用地取得の交渉業務	日額 550円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成16年度決算)	5,314 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)	133 千円
支給実績(平成15年度決算)	5,311 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成15年度決算)	130 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成17年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成16年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して下記の区分により支給 ・配偶者 13,500円 （平成17年12月改正 13,000円） ・配偶者以外2人まで 1人 6,000円 （そのうち1人については、配偶者がいない場合は11,000円、扶養親族でない配偶者がいる場合は6,500円） ・その他の扶養親族 1人 5,000円 ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1人 5,000円加算	同じ		5,721 千円	228,480 円

住居手当	借家等居住者 ・家賃が月額22,000円以下の場合 家賃 - 10,000円 ・家賃が月額22,000円超の場合 (家賃 - 22,000円) × 1/2 + 12,000円 (最高支給限度額 28,000円) 自宅居住者 3,200円	同じ		1,434 千円	68,266 円
通勤手当	交通機関を利用し運賃等を負担している職員 ア 1箇月あたりの支給額 (最高支給限度額 60,000円) ・運賃相当額が 60,000円以内 全額支給 ・運賃相当額が 60,000円超 60,000円 イ 支給方法 下記の支給単位期間に応じ支給単位期間の最初の月の給料支給日に一括して支給(支給単位期間) ・最長通用期間(6箇月限度) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合、定期券の最長通用期間に相当する期間 ・回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的な場合、1箇月間 交通用具等を使用している職員 距離に応じて支給 1箇月 2,200 ~ 44,600円	同じ		6,661 千円	170,790 円
管理職手当	管理又は監督の地位のある職員について、その特殊性に基づいて支給 支給額 = 給料月額 × 支給割合 (限度25%)	同じ		9,004 千円	1,000,444 円
初任給調整手当	特殊な専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別な事情があると認められる職に新たに採用される職員に対して支給	同じ		0 千円	- 円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する事業所に勤務する職員に支給 ・支給額 給料及び扶養手当の合計額に勤務する地域の級地に応じた支給割合を乗じて得た額 1級地 4%、2級地 8%、 3級地 12%、4級地 16%、 5級地 20%、6級地 25%	同じ		0 千円	- 円

夜間勤務手当	深夜(午後10時～午前5時)に正規の勤務時間として勤務をした時間について、時間外勤務手当と同様の計算により支給 ・割増率 25/100	同じ		1,813 千円	259,063 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間、休日及び特別休暇日において、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務時間に応じて 1回2,650円～5,300円	異なる	正規の勤務時間以外の時間、休日及び特別休暇日において、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務施設、用務内容及び勤務時間に応じて 1回2,100円～30,000円	1,696 千円	242,285 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において寒冷地域等に在勤する職員に支給 ・職員の世帯等の状況に応じて 月額7,360円～17,800円	同じ		2,787 千円	71,460 円
単身赴任手当	事業所を異にする異動等により住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員で、異動等の前の住居から通勤することが困難と認められる者のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 ・月額 23,000円 (職員の住居と配偶者の住居との距離(交通距離80～1,500Km)に応じて月額2,000円～45,000円加算)	同じ		0 千円	- 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日に勤務した場合に支給 ・管理職手当支給割合及び勤務時間に応じて 勤務1回あたり 4,000円～18,000円	同じ		0 千円	- 円

定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

6(3)を参照(公営企業等会計の内数として含まれています。)

(2) 水道用水供給事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成15年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成16年度	8,374,979	-584,824	539,718	6.4	6.3

イ 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成17年 度当初	56	251,717	52,312	102,575	406,604	7,261
平成17年 度12月補 正後		246,574	46,269	101,028	393,871	7,033

(注) 職員手当には退職手当を含まない。

ウ 特記事項

企業局職員の給与等は、厳しい財政状況を考慮し、下記のとおり減額措置を実施しています。

・企業局職員の管理職手当支給額を10%減額

(平成17年4月～平成19年3月)

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成17年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
石 川 県	45.8 歳	382,700 円	581,583 円
団 体 平 均	44.4 歳	402,153 円	657,641 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

石 川 県	一 般 行 政 職	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(平成16年度) 1,785 千円	1人当たり平均支給額(平成16年度) 1,775 千円	1人当たり平均支給額(平成16年度) 1,894 千円
(平成16年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分 勤勉手当 1.40 月分 (0.70) 月分	(平成16年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分 勤勉手当 1.40 月分 (0.70) 月分	
(平成17年12月改正後支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	(平成17年12月改正後支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成17年4月1日現在）

石 川 県			一 般 行 政 職			団 体 平 均
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年	1人当たり平均支給額 24,183 千円
勤続20年	21.0 月分	27.3 月分	勤続20年	21.0 月分	27.3 月分	
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		
1人当たり平均支給額	23,827 千円		1人当たり平均支給額	9,300千円	27,335 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成16年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

なお、退職者が少ないため過去5年間の平均支給額である。

ウ 調整手当（平成17年4月1日現在）

支給実績(平成16年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
-	- %	- 人	-	

エ 特殊勤務手当（平成17年4月1日現在）

支給実績(平成16年度決算)		8,134 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)		159,488 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成16年度)		91.1 %	
手当の種類(手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業手当	企業局職員	地上又は水面上5m以上の足場の不安定な箇所におけるダム、橋梁、水門等の作業、ダム又は洪水時の取水ダムにおける除じん作業、高圧活線作業等の特殊な現場における作業	専ら作業環境が劣悪な建設現場で作業する職員 月額 4,500円 その他の職員 日額 230~420円
用地取得交渉業務手当	企業局職員	現地において行う用地取得の交渉業務	日額 550円
夜間水道業務手当	水道事務所に勤務する職員	正規の勤務時間による勤務が深夜(午後10時から翌日午前5時まで)において行われる水道機器の運転、保守、監視等の業務	1回 1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成16年度決算)	11,079 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)	198 千円
支給実績(平成15年度決算)	7,245 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成15年度決算)	129 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成17年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成16年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に対して下記の区分により支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,500円 (平成17年12月改正 13,000円) ・配偶者以外2人まで 1人 6,000円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合は11,000円、扶養親族でない配偶者がいる場合は6,500円) ・その他の扶養親族 1人 5,000円 ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1人 5,000円加算 	同じ		7,973 千円	209,802 円
住居手当	<p>借家等居住者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃が月額22,000円以下の場合 家賃 - 10,000円 ・家賃が月額22,000円超の場合 (家賃 - 22,000円) × 1/2 + 12,000円 (最高支給限度額 28,000円) 自宅居住者 3,200円 	同じ		3,070 千円	82,962 円
通勤手当	<p>交通機関を利用し運賃等を負担している職員</p> <p>ア 1箇月あたりの支給額 (最高支給限度額 60,000円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運賃相当額が 60,000円以内 全額支給 ・運賃相当額が 60,000円超 60,000円 <p>イ 支給方法 下記の支給単位期間に応じ支給単位期間の最初の月の給料支給日に一括して支給(支給単位期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最長通用期間(6箇月限度)定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合、定期券の最長通用期間に相当する期間 ・回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的な場合、1箇月間 <p>交通用具等を使用している職員 距離に応じて支給 1箇月 2,200 ~ 44,600円</p>	同じ		6,756 千円	137,872 円

管理職手当	管理又は監督の地位のある職員について、その特殊性に基づいて支給 支給額 = 給料月額 × 支給割合 (限度25%)	同じ		5,159 千円	859,881 円
初任給調整手当	特殊な専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別な事情があると認められる職に新たに採用される職員に対して支給	同じ		0 千円	- 円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する事業所に勤務する職員に支給 ・支給額 給料及び扶養手当の合計額に勤務する地域の級地に応じた支給割合を乗じて得た額 1級地 4%、2級地 8%、 3級地12%、4級地16%、 5級地20%、6級地25%	同じ		322 千円	161,215 円
夜間勤務手当	深夜(午後10時～午前5時)に正規の勤務時間として勤務をした時間について、時間外勤務手当と同様の計算により支給 ・割増率 25/100	同じ		2,314 千円	210,359 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間、休日及び特別休暇日において、本来の勤務に従事しないで行う機器等の監視、管理を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務時間に応じて 1回2,650円～5,300円	異なる	正規の勤務時間以外の時間、休日及び特別休暇日において、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保安、外部との連絡、文書の収受及び庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務施設、用務内容及び勤務時間に応じて 1回2,100円～30,000円	1,932 千円	137,989 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において寒冷地域等に在勤する職員に支給 ・職員の世帯等の状況に応じて 月額7,360円～17,800円	同じ		4,253 千円	75,953 円
単身赴任手当	事業所を異にする異動等により住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員で、異動等の前の住居から通勤することが困難と認められる者のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 ・月額 23,000円 (職員の住居と配偶者の住居との距離(交通距離80～1,500Km)に応じて月額2,000円～45,000円加算)	同じ		0 千円	- 円

管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日に勤務した場合に支給 ・管理職手当支給割合 及び勤務時間に応じて 勤務1回あたり 4,000円～18,000円	同じ		0 千円	- 円
------------	---	----	--	------	-----

定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

6(3)を参照(公営企業等会計の内数として含まれています。)